

一般社団法人日本臨床神経生理学会 役員選出規程

(適用)

第1条

一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下「当法人」という）定款第21条1項の役員選出の規則を次の通り定める。

(理事の選出)

第2条

当法人の定款第21条1項による理事の選出については、定款に定めるもののほかこの規則による。

第3条

理事の定数は、定款第20条1項に基づき15名とする。

第4条

理事の定年は65歳とする。ただし、定款第24条1項における理事の任期期間中において定年に達した場合は、その事業年度に関する定時社員総会終結の時をもって退任とする。

第5条

理事は代議員の中から選出される。

第6条

理事選出が行われる年の9月30日現在で、満65歳未満の者を理事被選挙権の有資格者とする。

第7条

理事候補者のうち、選出する理事定数の3分の2(10名)を選挙により選出(選挙理事候補)し、残り5名は別に選出(推薦理事候補者)する。

第8条

前項における推薦理事候補者の選出は、代議員の選挙で選出された選挙理事10名による臨時理事会で5名を候補者として推薦し、社員総会の承認を経て選出する。ただし、推薦理事候補者の選出にあたっては、基礎系及び臨床系の各専門分野、業績、本学会に対する貢献度のほか、地域別の配分などを考慮するものとする。

第9条

任期中の欠員がでた場合は、補充を行う。この場合の任期は、前任者の任期の残りの期間とする。

2 前項における欠員補充は、第7条の選挙結果の欠員補充理事候補者を順次繰り上げる。

(監事の選出)

第10条

当法人の定款第 21 条 1 項による監事の選出については、定款に定めるもののほかこの規則による。

第 11 条

選挙理事 10 名による臨時理事会で 2 名を候補者として推薦し、社員総会の承認を経て選出する。

第 12 条

任期中の欠員がでた場合は、理事会で補充者を選出する。補充者はすぐに活動を開始し、社員総会の承認を得る。この場合の任期は、前任者の任期の残りの期間とする。

(監事の選出基準)

第 13 条

当学会の運営に対し、理事経験者、委員会委員長や大会長など貢献をした者を理事会が推薦する。

附則

本規則は 2012 年 11 月 7 日から適用する。

本規則は 2016 年 10 月 26 日から適用する。

2018 年 11 月 7 日改訂(第 9 条、第 11 条、第 12 条)

2023 年 11 月 29 日改訂(第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 10 条)